

(1) 収支相償の計算



認定法では、公益認定の基準の1つとして、「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。」(認定法 § 5⑥) とされており、ここでは、収支相償であるか否かについて計算します。

公益目的事業会計に収益事業等からの利益額の50%を繰り入れる場合には別表A(1)を、50%を超えて繰り入れる場合には別表A(2)を、それぞれ使用して計算します。記載要領については、26頁以下をご覧ください。

記入要領： 下表の水色欄(部分)を記入してください。

事業年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】
(公益法人認定法第5条第8号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)
法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業番号	経常収益計	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
	円	円	は認定発生しな年度にため特定費用準備資金の取崩	円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円			

第二段階7欄へ

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)
法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用
7	第一段階の判定において「適合(6欄の数値が0以下)」となった事業における経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	円	円
8	特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	円	円
9	7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	円	円
10	公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表A(5)より)(当期に積立てる額を「費用」欄に記入してください。)	円	円
11	収益事業から生じた利益の繰入額	円	円
	その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円	円
12		円	円
13	合計(9欄+10欄+11欄+12欄)	円	円

※第二段階における剰余金の扱い
剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同程度程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記入してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

(2) 公益目的事業比率の計算



認定法では、公益認定の基準の1つとして、「その事業活動を行うに当たり、第15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。」（認定法§5⑧）とされており、ここでは、公益目的事業比率を満たしているか否かについて計算します。この表の ■ 欄を埋めていくことにより、

$$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}}$$

の計算が完成します。

（電子申請では自動計算されます。）

本表及び個表の記載要領については、32頁以下をご覧ください。

記入要領：下表の水色欄（部分）を記入してください。

事業年度	自 年 月 日	法人コード	法人名
至 年 月 日			

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】
（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、22、31欄の合計)	2	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	%

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)I欄より)	4	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	5	円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	6	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	7	円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	8	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	9	円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	10	円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	11	円
調整額計(5欄～11欄の計)	12	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)I欄より)	14	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	15	円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	16	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	17	円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	18	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	19	円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	20	円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	21	円
調整額計(15欄～20欄の計)	22	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	円

管理運営費用額の計算		
管理費の額(別表B(5)I欄より)	24	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	25	円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	26	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	27	円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	28	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	29	円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	30	円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	31	円
調整額計(24欄～29欄の計)	32	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	円

(3) 遊休財産額の計算



認定法では、公益認定の基準の1つとして、「その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること。」(認定法§5⑨)とされており、ここでは、遊休財産額が保有上限を超えていないか否かについて計算します。

この表の ■ 欄を埋めていき、最下部の 42 欄に超過の有無を記載します(電子申請では自動計算されます。)

本表及び個表の記載要領については、39 頁以下をご覧ください。

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定		事業年度	自 年 月 日	法人コード																																																																																																					
		至 年 月 日	法人名																																																																																																						
この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。 遊休財産額は、以下の計算により算定します。																																																																																																									
$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} - \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$																																																																																																									
※対応負債の額は、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に投分された負債の合計額です。 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいます。																																																																																																									
1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の部</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産計</td> <td>1</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除対象財産(別表D②から転記)</td> <td>2</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の固定資産(4欄-2欄)</td> <td>3</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産計(5欄-1欄)</td> <td>4</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 記入要領 網掛けの欄に数値を入力して下さい。 その他の欄は、自動的に計算されます。 </div> </td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>5</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の部					流動資産計	1	円			控除対象財産(別表D②から転記)	2	円			その他の固定資産(4欄-2欄)	3	円			固定資産計(5欄-1欄)	4	円			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 記入要領 網掛けの欄に数値を入力して下さい。 その他の欄は、自動的に計算されます。 </div>					資産計	5	円			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負債の部</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産に直接対応する負債の額</td> <td>6</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除対象財産に直接対応する負債の額(32欄)</td> <td>7</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の固定資産に直接対応する負債の額(8)</td> <td>8</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引当金勘定の合計額(35欄)</td> <td>9</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債の額(11欄-6欄-7欄-9欄)</td> <td>10</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債計(20欄)</td> <td>11</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">正味財産の部</td> </tr> <tr> <td>一般社団・財団法人法第131条の基金(27欄)</td> <td>12</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定正味財産の額(33欄)</td> <td>13</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般正味財産の額(15欄-12欄-13欄)</td> <td>14</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産計</td> <td>15</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債及び正味財産合計(9欄+15欄+10欄)</td> <td>16</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負債の部					流動資産に直接対応する負債の額	6	円			控除対象財産に直接対応する負債の額(32欄)	7	円			その他の固定資産に直接対応する負債の額(8)	8	円			引当金勘定の合計額(35欄)	9	円			その他負債の額(11欄-6欄-7欄-9欄)	10	円			負債計(20欄)	11	円			正味財産の部					一般社団・財団法人法第131条の基金(27欄)	12	円			指定正味財産の額(33欄)	13	円			一般正味財産の額(15欄-12欄-13欄)	14	円			正味財産計	15	円			負債及び正味財産合計(9欄+15欄+10欄)	16	円						
資産の部																																																																																																									
流動資産計	1	円																																																																																																							
控除対象財産(別表D②から転記)	2	円																																																																																																							
その他の固定資産(4欄-2欄)	3	円																																																																																																							
固定資産計(5欄-1欄)	4	円																																																																																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 記入要領 網掛けの欄に数値を入力して下さい。 その他の欄は、自動的に計算されます。 </div>																																																																																																									
資産計	5	円																																																																																																							
負債の部																																																																																																									
流動資産に直接対応する負債の額	6	円																																																																																																							
控除対象財産に直接対応する負債の額(32欄)	7	円																																																																																																							
その他の固定資産に直接対応する負債の額(8)	8	円																																																																																																							
引当金勘定の合計額(35欄)	9	円																																																																																																							
その他負債の額(11欄-6欄-7欄-9欄)	10	円																																																																																																							
負債計(20欄)	11	円																																																																																																							
正味財産の部																																																																																																									
一般社団・財団法人法第131条の基金(27欄)	12	円																																																																																																							
指定正味財産の額(33欄)	13	円																																																																																																							
一般正味財産の額(15欄-12欄-13欄)	14	円																																																																																																							
正味財産計	15	円																																																																																																							
負債及び正味財産合計(9欄+15欄+10欄)	16	円																																																																																																							
2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>施設計算上の公益目的事業に係る事業費の額</td> <td>17</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設等の運営に要する費用計上していない場合のみ 施設等運営に係る施設等引当額</td> <td>18</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定費用準備資金の公益実施費用への算入額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))</td> <td>19</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(17欄+18欄+19欄)</td> <td>20</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設計算上の公益目的事業に係る事業費の額	17	円			施設等の運営に要する費用計上していない場合のみ 施設等運営に係る施設等引当額	18	円			特定費用準備資金の公益実施費用への算入額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円			計(17欄+18欄+19欄)	20	円			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>公益実施費用額から控除する引当金の取崩額</td> <td>21</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財産の譲渡、評価換等の額</td> <td>22</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))</td> <td>23</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除額計(21欄+22欄+23欄)</td> <td>24</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円			財産の譲渡、評価換等の額	22	円			特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円			控除額計(21欄+22欄+23欄)	24	円																																																																		
施設計算上の公益目的事業に係る事業費の額	17	円																																																																																																							
施設等の運営に要する費用計上していない場合のみ 施設等運営に係る施設等引当額	18	円																																																																																																							
特定費用準備資金の公益実施費用への算入額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円																																																																																																							
計(17欄+18欄+19欄)	20	円																																																																																																							
公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円																																																																																																							
財産の譲渡、評価換等の額	22	円																																																																																																							
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表D③から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円																																																																																																							
控除額計(21欄+22欄+23欄)	24	円																																																																																																							
3. 遊休財産額の計算																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>資産(5欄)</td> <td>25</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債(11欄)</td> <td>26</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団・財団法人法第131条の基金(12欄)</td> <td>27</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産(5欄)	25	円			負債(11欄)	26	円			一般社団・財団法人法第131条の基金(12欄)	27	円			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>控除対象財産の額(2欄)</td> <td>28</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応負債の額(39欄)</td> <td>29</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊休財産額(25欄-26欄-27欄+28欄)</td> <td>30</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	控除対象財産の額(2欄)	28	円			対応負債の額(39欄)	29	円			遊休財産額(25欄-26欄-27欄+28欄)	30	円																																																																												
資産(5欄)	25	円																																																																																																							
負債(11欄)	26	円																																																																																																							
一般社団・財団法人法第131条の基金(12欄)	27	円																																																																																																							
控除対象財産の額(2欄)	28	円																																																																																																							
対応負債の額(39欄)	29	円																																																																																																							
遊休財産額(25欄-26欄-27欄+28欄)	30	円																																																																																																							
4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記入して下さい。)																																																																																																									
<input type="checkbox"/> 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		<input type="checkbox"/> 公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法</th> <th colspan="5">公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象財産の額(2欄)</td> <td>31</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>控除対象財産の額(2欄又は28欄)</td> <td>31</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除対象財産に直接対応する負債の額(7欄)</td> <td>32</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定正味財産の額(13欄)</td> <td>33</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>指定正味財産の額(13欄)</td> <td>33</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31欄-32欄-33欄</td> <td>34</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>31欄-33欄</td> <td>34</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引当金勘定の合計額(9欄)</td> <td>35</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>引当金勘定の合計額(9欄)</td> <td>35</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各資産に直接対応する負債の額(6欄-7欄+9欄)</td> <td>36</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債の額(10欄(11欄-35欄-36欄+10欄))</td> <td>37</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>その他負債の額(11欄-35欄)</td> <td>37</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-12欄-13欄+10欄))</td> <td>38</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-13欄+10欄))</td> <td>38</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応負債の額(32欄+34欄+37欄(37欄+38欄))</td> <td>39</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>対応負債の額(34欄+37欄(37欄+38欄))</td> <td>39</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法					公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法					控除対象財産の額(2欄)	31	円			控除対象財産の額(2欄又は28欄)	31	円			控除対象財産に直接対応する負債の額(7欄)	32	円								指定正味財産の額(13欄)	33	円			指定正味財産の額(13欄)	33	円			31欄-32欄-33欄	34	円			31欄-33欄	34	円			引当金勘定の合計額(9欄)	35	円			引当金勘定の合計額(9欄)	35	円			各資産に直接対応する負債の額(6欄-7欄+9欄)	36	円								その他負債の額(10欄(11欄-35欄-36欄+10欄))	37	円			その他負債の額(11欄-35欄)	37	円			一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-12欄-13欄+10欄))	38	円			一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-13欄+10欄))	38	円			対応負債の額(32欄+34欄+37欄(37欄+38欄))	39	円			対応負債の額(34欄+37欄(37欄+38欄))	39	円		
公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法					公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法																																																																																																				
控除対象財産の額(2欄)	31	円			控除対象財産の額(2欄又は28欄)	31	円																																																																																																		
控除対象財産に直接対応する負債の額(7欄)	32	円																																																																																																							
指定正味財産の額(13欄)	33	円			指定正味財産の額(13欄)	33	円																																																																																																		
31欄-32欄-33欄	34	円			31欄-33欄	34	円																																																																																																		
引当金勘定の合計額(9欄)	35	円			引当金勘定の合計額(9欄)	35	円																																																																																																		
各資産に直接対応する負債の額(6欄-7欄+9欄)	36	円																																																																																																							
その他負債の額(10欄(11欄-35欄-36欄+10欄))	37	円			その他負債の額(11欄-35欄)	37	円																																																																																																		
一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-12欄-13欄+10欄))	38	円			一般正味財産の額(14欄(15欄-11欄-13欄+10欄))	38	円																																																																																																		
対応負債の額(32欄+34欄+37欄(37欄+38欄))	39	円			対応負債の額(34欄+37欄(37欄+38欄))	39	円																																																																																																		
【判定結果】																																																																																																									
遊休財産額の保有上限額(20欄-24欄)		40	円																																																																																																						
遊休財産額(30欄)		41	円																																																																																																						
遊休財産額の保有上限額の超過の有無		42																																																																																																							